

②令和6年度 内航フィーダー航路維持・拡大事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、東アジア主要港においてトランシップされている日本諸港発着の貨物を阪神港に集積するため、阪神港における内航フィーダー航路の定曜日化を促進することを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

令和6年度に新たに日本諸港と阪神港との間を定曜日で運航する内航フィーダー航路網を構築する事業、または定曜日運航に資する目的で実施される事業。もしくは令和4年度以降に当事業の委託を受けており、それ以降も継続される事業。

ただし、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。

なお、事業終了後、1年間事業が継続されなかった場合、以後委託対象となった事業と同一の内容では事業の委託をいたしかねますのでご注意ください。継続状況について、委託事業終了後に当社より確認をさせていただく場合があります。

(2) 委託対象者

内航船を運航する事業者とします。

※複数事業者による共同提案も可とします（その場合、提案事業者のうち少なくとも1社は内航海運業を営んでいる必要があります）。

※複数の事業者で事業計画を作成する場合は、代表事業者を定めてください。

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で協議のうえ、業務委託料を含め合意された業務について委託します。

事業完了時に提出いただく事業実績報告書により、業務委託料の変更が必要と当社が認めた場合、再度協議のうえ実績に合わせて業務委託料の変更をさせていただく場合がございます。

委託期間内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料のお支払いが出来ませんので、ご注意ください。

なお、対象期間は事業の対象となる航路の運航開始日から3年を経過する前日までとし、運航開始日から1年を経過する日の前日までは業務委託料100%、1年を経過した日より業務委託料の80%、2年を経過した日より業務委託料の60%とします。

また、令和6年4月1日以降に開始する事業かつ、当社が原則毎月一回開催する審査会において、承認があった日が属する月の1日以降に開始する事業のみが対象となります。ただし、令和6年6月末日までに審査会にて承認された事業に関しては、令和6年4月1日以降に開始する事業が対象となります。（それ以前に開始した事業は、対象となりません。）応募を希望する場合は、当社までお問

い合わせのうえ、応募スケジュールを確認してください。詳しくは、募集実施要領（共通事項）をご確認ください。

(4) 提出書類

【事業計画の提案時】

① 事業計画提案書（様式1②内航F航路）

下記項目に関する長期的な計画を考慮して作成いただきます。

※内航フィーダー輸送サービスの運営体制

（配船計画、配船予定船舶、ターミナル調整内容など）

※本事業の実施工程（事業実施前の準備等を含めた工程）

※内航フィーダー航路の新設及び定曜日化の実現性

- ・事業計画に応じた事業自立に向けた複数年の戦略（貨物量の見通し、消席率など）
- ・運航コストを低減する考え方
- ・合理的かつ具体的な集貨戦略
- ・具体的な外航船社や荷主の目途、貨物量の見通し
- ・事業による収入と支出の見込み 等

② 提案事業者の会社概要（様式2共通）

③ 提案事業者の決算書等

④ その他提案内容の確認のため当社が必要と認める資料

当事業へ応募を希望する場合は、下記お問い合わせ窓口までお電話でご連絡ください。当社より応募の流れをご説明させていただきます。上記①～④の資料を電子メールに添付して提出の上、内容に不備等がないことを当社担当者が確認し、提出期日までに受理（当社からの電子メールでの連絡をもって受理されたものとします）される必要がございます。提出期日までに受理されなかった場合は、翌月以降に開催する審査会での審査となります。なお、審査会における承認後に事業を開始いただく必要がありますので、余裕をもって申請してください。

【事業完了時】

① 事業実績報告書（様式3②内航F航路）

② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

E-mail senryaku@hanshinport.co.jp